

平成２８年度教育振興重点施策

１ はじめに

市川市教育委員会は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第１条の４第１項第１号の規定に基づき、総合教育会議において、「平成２８年度における教育の振興を図るため重点的に講ずべき施策」（以下「平成２８年度教育振興重点施策」という。）を市長と協議するため、これを定める。

２ 平成２８年度教育振興重点施策

平成２８年度教育振興重点施策は、次に掲げるとおりとする。

(1) 第２期市川市教育振興基本計画の推進

ア 新規施策の充実

市川市教育振興基本計画（第２期）の計画期間の新規施策であって、その終期である平成３０年度まで継続して推進することが必要と認める次に掲げるものの充実を図るものとする。

- ① 施策１－２－１ 確かな学力を育成する取組みの推進
- ② 施策２－２－２ 学校間の連携の推進

イ 点検・評価の結果に基づく施策の改善

平成２６年度の教育に関する事務の点検及び評価において、進捗が滞っていると認める次に掲げる施策について改善を図るものとする。

- ① 施策１－４－３ キャリア教育の推進
- ② 施策１－４－４ 防災教育の推進
- ③ 施策１－５－１ 歴史や文化に関する教育の推進
- ④ 施策２－２－５ 特色ある学校運営を支援する環境整備の充実
- ⑤ 施策２－３－１ 地域を支える人材の育成と地域活動を支援するシステムの充実

⑥ 施策3-2-2 子どもや保護者を支援する体制の充実

⑦ 施策3-3-3 学校の危機管理体制の充実

(2) 新たな教育課題への対応

ア 家庭・学校・地域の連携施策の再構築の検討

イ 学校適正規模の検討

3 平成28年度教育振興重点施策の取扱い

平成28年度教育振興重点施策は、総合教育会議において市長と協議し、その結果を踏まえ、必要な見直しを図り、平成28年度教育行政運営方針及び平成28年度当初予算に反映するよう努めるものとする。

平成27年7月2日

市川市教育委員会